己为医师

平成20年度~平成24年度



平成20年3月





この冊子は、赤い羽根共同募金配分金の一部が使われています

地域福祉活動計画策定にあたって



社会福祉法人 にかほ市社会福祉協議会 会長 細 矢 鐵 雄

にかほ市は農工商一体の市であり、先人の進歩的な施策が地域を豊かにしている。 しかし、近代産業と農漁商の産業の格差が広がってきたことは秋田県始め、全国的な 傾向と同様である。加えて、少子高齢問題は急速に進展し、あらゆる面においての影響は免れない。

海岸線地帯や農村、山間部は将来を危惧する状態であるし、高齢世帯と若年世帯と が分離し、集落や町内会の維持も大変になってきたのである。そこで、国では、社会 環境の変化に合わせ社会福祉法を改定、平成15年から市町村行政に地域福祉計画策 定、社会福祉協議会には活動計画策定を求められた。又、国や県行政はこれを支援す る計画策定を法に掲げたのである。ところが社協は、市町村合併の最中であり、社協 の合併の在り方や合併準備に入り、更には新市の総合発展計画等に合わせるため、従 来構想のまま過ごし、合併後2ヵ年を経て、ようやく活動計画策定に入ったのである。

今回、各界各層の方々に策定委員を御委嘱申し上げ、合議により活動計画が策定され、5ヶ年を目途に行動展開を図ることにした。このことは、にかほ市の市民個々の福祉を高めるため、新規事業のトータルケア事業と併せ、地域住民総参加の元に行われる地域福祉の推進を掲げているのである。

社会福祉法の理念として、

- 一. 地域の個別性を尊重のこと
- 一. 利用者が主体であること
- 一. ネットワーク化が進められること
- 一. 公民が協働して行動すること
- 一. 住民が参加しなければいけないこと

上の5つの原則に基づくことが求められている。又、活動計画については先進的事業と今までの積み重ねられた福祉課題を検討し、有効に現実化すると同時に、時代の変化による住民の要望を更に選択し取り上げることも大事であると示されている。

合併後2年半の時が流れ、にかほ市社協の形が整って来たと考えてはいるが、旧来の地域性の良い面と、大きくなったための環境の違いから来る福祉活動への視点をどうまとめるかが課題である。いずれにしても、にかほ市に住む一人ひとりが住んでよかったと思う健康で明るい地域社会、楽しく生きられるまちづくりを目指すものである。

平成20年 3月

計画策定を終えて



にかほ市地域福祉活動計画策定委員会 委員長 小 川 勇

「住み慣れた地域で安全に安心して生活したい」と思う心は、誰しもが抱く共通した願いであります。しかしながら、こうしたごく普遍的な願望を実現する上で、その地域の福祉のあり方が大きな要因の一つであることは容易に理解できると思います。特に、高齢者や障害のある方などで何らかの援助や見守りを要する方々にとっては、地域福祉の良否が日常生活の営みに与える影響は大きいものと推察されます。

この度「にかほ市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、平成18年度にかほ市で策定された「にかほ市地域福祉計画」を基調とし、現在のにかほ市における社会動態や福祉課題を、また、実際の福祉の現場に携わっている社協職員からも、各種サービスや事業の現状と問題点を提起して頂きました。策定委員には行政及び福祉関係者は勿論のこと、地域住民選出の委員の皆様からも貴重なご意見を頂き、可能な限り本計画に民意を反映させるよう努力しました。また、各部会(総務、地域福祉、高齢者福祉、児童・障害者福祉の4部会)においては、白熱した議論が行われ、本計画に懸ける委員の皆様の並々ならぬ熱意に深い感銘を覚えたものであります。

申すまでもなく、地域福祉は行政及び福祉関係者による施策や各種事業だけで成り立つものではありません。本計画の基本理念である「地域で支える福祉のまちづくり」で示したとおり、行政や福祉関係者と協働しながら、個々の能力や役割に応じて、地域住民一人ひとりが福祉の担い手として積極的に福祉活動に参画することが求められてきております。地域福祉の主体はあくまでも地域住民であり、町内会を最小単位として、今一度、地域福祉の原点である「相互扶助」の精神に立ち返る必要があるものと考えられます。

本計画が、今後のにかほ市の地域福祉の推進と向上の布石になることを期待し、末尾ながら、計画策定に多大なるご支援とご協力を賜った策定委員並びに参与の皆様、社協役職員の皆様には心から感謝の意を申し上げます。

平成20年 3月

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 行政計画との関係	5
第2章 にかほ市の地域福祉の現状と課題	
1 にかほ市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 にかほ市の福祉課題と各種調査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3章 基本理念と基本目標	
1 基本理念 ······	1 5
2 基本目標(基本的な取り組み)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
3 体系図	1 8
第4章 実施計画(具体的な展開)	
1 各事業の現状と方向性 地域福祉事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.1
	2 1
高齢者福祉事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
児童・障害者福祉事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
総務(法人運営)事業	3 3
その他の事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
資料編	
にかは市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
にかほ市地域福祉活動計画の策定経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 o 4 0
にかほ市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年、我が国では社会情勢の変容・多様化が進む福祉ニーズに対応するため、「社会福祉基礎構造改革」^{※1}が行われ、社会福祉サービスの基礎をなす法律として、平成12年より「社会福祉法」^{※2}が施行された。その中で「地域福祉の推進」が社会福祉の理念の一つとして取り上げられ、それに関する様々な制度や規定の整備が行われている。

しかしながら、今日では、家族形態の変化や扶養意識及び地域コミュニティ^{※3}機能 の低下など人間関係の希薄化が進み、地域福祉の基盤が大きく揺らいでいる。

私たちが住んでいる秋田県においても、急激な人口減少や高齢化率の上昇、出生率の低下に加え、全国ワーストの自殺率、地域の限界集落^{※4}化、都市部と農村部の地域格差など、地域福祉を取り巻く現状は深刻である。一方で防犯や見守り、防災活動など、地域住民による地域活動も重要視されている。

これまでの高齢者介護や子育ての問題、障害者の自立支援等の福祉課題が拡大かつ複雑化する中で、近年の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、生活不安などによるストレスや、児童虐待^{※5}や DV^{※6}などの家庭内暴力、引きこもりなど、個人や地域では対応できない新たな問題も発生してきている。

福祉を取り巻く環境が大きく変動する中で、地域福祉推進の中核として「誰もが安心して暮らせる地域社会」を実現するため、地域住民や多様な機関・団体と地域課題を 共有し、その解決に向けた連携や協働^{※7}による新たな取り組みが求められている。

2 計画の性格

この計画は、地域社会を構成するすべての人々が、地域における様々な課題や問題の解決に向けて「福祉のまちづくり」を進めるための活動を展開する上での行動計画であり、住民組織等の民間団体、福祉関係団体及び行政機関の参画によって策定されたものである。

社会福祉協議会は社会福祉法で地域福祉の推進役として位置づけられており、その役割を果たせるよう今後の活動の展開方策として、また、にかほ市の福祉のまちづくりを進めていくために、社会福祉協議会が福祉施設、民間団体及び行政等との連携や協働を推進する上での基本的指針となるのが活動計画である。

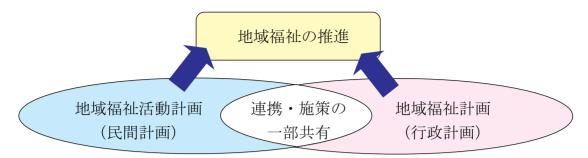
3 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。ただし、計画策定後、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、行政の地域福祉計画^{※8}との整合性を図り、必要に応じ見直しを行い臨機応変に対応する。

4 行政計画との関係

にかほ市では、行政計画として「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会では、 民間団体による活動・行動計画として、「地域福祉活動計画」を策定した。いずれの計 画も、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、計画の一部を共有しなが ら、お互いに協力・連携を図っていくことが重要である。

●「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係図



●「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の相違点

地坦坦	《備祉活期計画』	と「地域福祉計画」の相違点	
		地域福祉活動計画	地域福祉計画
策定	主体	社協(原則は、住民主体の策定委	行政 (公民主体の策定委員会)
		員会)	
性格		民間の福祉活動推進のための自	行政計画(施策化・事業目標の明
		発的計画(地域協働のルール化)	確化)
理念	・方向性	・公民協働で地域課題を把握し、	共有化する
		・連携や協働のルール化	
	福祉サービス	・施策に基づくサービスの展開	・公的サービスの基盤整備
	の充実	・施策化されたもの以外の独自	・地域の実情に応じたきめ細や
		のサービス	かな福祉サービスの施策化、
			目標化
			・連携と協働による総合的なサ
			ービス提供の位置づけ
	利用者の権利	・福祉サービス利用の方法や、	・情報提供、権利擁護事業 ^{※9} 、
計	保護	内容などについての自発的な 学習	総合相談事業の整備
画		・住民相互のサポートシステム	
の内		(小地域ネットワーク※10、ニー	
容		ズ発見システム)	
	福祉サービス	・地域ニーズに応じたサービス	・新規参入やベンチャー的な福
	の創造・開発	の開発(福祉活動を行う団体の	祉サービスへの支援の仕組み
		協働プロジェクト)	
		・共同募金運動の活性化	
	福祉サービス	・住民や利用者の参加による事	・福祉サービス事業者従事者へ
	の質	業評価	の指導
		・マンパワー ^{※11} の育成、確保	・従事者研修への支援
			・事業評価システム

第2章 にかほ市の地域福祉の現状と課題

第2章 にかほ市の地域福祉の現状と課題

1 にかほ市の現状

にかほ市は、平成17年10月1日、秋田県の旧由利郡のうち旧仁賀保町・旧金浦町・旧象潟町の三町が合併して誕生した市(面積240.61 km²)である。秋田県の南西部に位置し、南に鳥海山、西に日本海をのぞみ、人口は主に海岸部の平野に集中している。秋田県内でも温暖な気候で、降雪量も最も少ない地域である。就業人口の約5割が第2次産業に従事しており、特に電子部品関係の集積が高いのが特徴的。また、県南部の中核漁港である金浦漁港を中心とした漁業も盛んであり、鳥海国定公園などの観光資源にも恵まれている。

平成19年7月31日現在、にかほ市の人口は29,119人(人口密度121人/km²)、うち65歳以上の高齢者人口は7,917人で高齢化率^{※12}は27.2%、全世帯数は9,455戸となっており、人口減や少子高齢化が進行する一方で、世帯数は増加傾向にあり、一世帯当たりの人員も減少している。

2 にかほ市の福祉課題と各種調査結果の概要

(1) 地域福祉

にかほ市の各種人口データなどから、人口減少及び少子高齢化、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加は今後も一層進行することが推察される。各地域における人口数や高齢化率にも大きな開きがあり、地域福祉ひいては日常生活に大きな影響を及ぼすことも懸念される。また、世帯数が増加する一方で、一世帯あたりの世帯員数も減少傾向にあることから、地域内での人間関係の希薄化や家族扶養能力の低下などといった福祉課題も想定される。地域及び家族形態が大きく変化する中で、個々人の価値観も多様化しており、これまでの福祉制度では対応できない様々な生活課題や福祉ニーズの顕在化も考えられ、相談・支援体制の充実化・専門化も求められている。

こうした地域社会の現状及び将来的に予想される諸課題を鑑み、更なる地域福祉の推進を考える上で、「地域の福祉力」と「福祉の地域力」の相乗的な活動能力の連携と協働による活動が重要となる。地域住民が主体となって、相互による助けあいや支えあいなどの自発的な地域活動に代表される「地域の福祉力」の強化や、その担い手の育成・支援が今後ますます必要になってくるものと思われる。また、福祉専門職や行政関係者が地域という生活領域に入り込み、地域住民と信頼関係を築きながら福祉課題を把握・共有し、地域の実情に応じた協力体制を確立することで「福祉の地域力」の向上が図られると考えられる。「地域の福祉力」と「福祉の地域力」が相互に連携し、お互いを高めあうことにより、地域福祉の推進につながるものと推察される。

市の将来人口予測(平成17年国勢調査より)

(単位:人、世帯、%)

区	分	国勢	調査	直近値※1	推言	十値	市目標値
	<i>)</i>	平成 12 年	平成 17 年	平成 19 年	平成 23 年	平成 28 年	平成 28 年
総人口		30, 347	28, 972	29, 119	27, 535	26, 024	28,000
年少人口(0~14歳)		4, 403	3,824	3, 712	3, 098	2, 592	2,800
	%	14.5	13. 2	12.7	11.2	10.0	10.0
生産年齢人口(15~64歳)		18, 903	17, 441	17, 490	16, 838	15, 110	16, 300
	%	62.3	60. 2	60. 1	61.1	58. 1	58. 2
老年人口(65歳~)		7, 041	7, 707	7, 917	7, 599	8, 323	8, 900
	%	23. 2	26.6	27.2	27.6	31.9	31.8
世帯数		9,018	9, 110	9, 455	9, 146	9, 125	9, 150
一世帯当たり人員		3. 37	3. 18	3.08	3. 01	2.85	3.06
就業者総数		15, 904	14, 793*2		13, 907	12, 407	14, 020
就業率	%	52.4	51. 1		50.5	47.7	50. 1

- ※1 平成19年7月31日現在の数値(にかほ市住民基本台帳より)
- ※2 平成17年国勢調査の人口に過去の就業率の推移より予測した就業率を乗じて推計した数値

(2) 高齢者福祉

平成 19 年 7 月現在におけるにかほ市の高齢者人口(65 歳以上人口)は 7,917 人、高齢化率は 27.2%となっており、近い将来 30%を超えることが予測される。また、一人暮らし高齢者も 821 人(平成 19 年 7 月現在) おり、高齢者の 10 人に 1 人が独居生活を送っている。

こうした高齢者人口の実質増は、後期高齢者層(75歳以上)の増加、そして要介護 高齢者の増加をもたらすことが懸念され、介護サービスの需要増、家族の介護負担の 深刻化など高齢者の介護が社会問題化する一方、健康な高齢者の社会参加や生きがい 活動も重要な社会的課題として提起されている。

平成 18 年 4 月に介護保険制度^{※13} の改正が行われ、にかほ市においても地域包括支援センター^{※14} が設立され、介護予防を中心とした事業が展開されている。平成 18 年 4 月から 9 月にかけて、65 歳以上の一般高齢者 904 人を対象に行ったアンケート調査の結果から、加齢とともに日常生活行動の低下や外出機会の減少、口腔機能の低下、認知状況の悪化に加え、調査対象の全世代において転倒に対する不安が大きいなどの課題が出された。この結果から、高齢者の運動機能向上、栄養改善、口腔機能の改善、認知症・うつ状態・閉じこもりの予防といった事業の重要性がうかがえる。

また、要援護高齢者や家族介護者への支援も需要の増加が見込まれる。平成 19 年 8 月現在で、にかほ市における要介護 *15 (要支援 *16)認定者は 1,215 人であり、65 歳以上人口の 15.3%を占め、介護認定者の約 8 割が介護保険制度による何らかのサービ

スを利用している。平成17年に一般高齢者755人を対象に行ったアンケート調査では、「介護が必要になったら、どこで(地域)介護サービスを受けたいですか」という設問に対し、住み慣れた場所(地域)での介護を希望された方は52.4%、「介護が必要になったら、どこで、誰に介護を受けたいですか」という設問では、住み慣れた自宅で家族に介護を希望された方が42.3%、住み慣れた自宅で介護保険等のサービスを利用して介護を希望された方が26.8%と、住み慣れた地域や自宅での介護を希望する傾向が極めて強いことが分かる。こうした調査結果の傾向を踏まえて、家族介護者への負担を軽減する支援の有り方や、高齢者の人権擁護、虐待予防などに対する取り組みも今後更に求められて来るものと考えられる。

長寿社会化を迎えた今、高齢者の生きがい支援や社会参加に関する援助活動もこれからの大きな課題といえる。高齢者は加齢に伴い疾病を有する割合は高くなるが、多くの高齢者は(公私の援助の有無を問わず)概ね自立した生活を営んでいる。こうした高齢者が地域社会において生きがい活動や社会参加の場を持つことで日常生活の活力となり、生活の質(QOL=Quality Of Life)の向上や介護予防につながるものと推察される。また、高齢者が安心して自立した生活を営む上で、地域ネットワークや日常の援助活動などの充実も求められる。

65歳以上の人口推移(にかほ市住民基本台帳より)

	H16年	H17年10月	H18年10月	H19年7月	H28 年推計
全人口(人)	29, 242	29, 553	29, 253	29, 119	26, 024
65歳以上(人)	7, 613	7, 759	7, 844	7, 917	8, 792
高齢化率(%)	26.0	26. 3	26.8	27. 2	33.8

年齢階層別高齢者数(平成19年7月)

(人)

区分	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90 歳以上	合 計
男	868	884	711	433	162	77	3, 135
女	1,064	1, 155	1, 058	799	441	265	4, 782
合計	1,932	2, 039	1, 769	1, 232	603	342	7, 917

一人暮らし高齢者状況(施設入所等を除く)(平成19年7月)

(人)

区分	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90 歳以上	合 計
男	50	40	37	30	18	9	184
女	102	146	170	120	64	35	637
合計	152	186	207	150	82	44	821

要介護(要支援)認定者数(平成19年8月1日現在)

(人)

	65 歳以	要支援	要支援	経過的	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護及び
	上人口	1	2	要介護	1	2	3	4	5	要支援合計
I	7, 932	92	86	0	254	180	206	201	196	1, 215

居宅介護サービス利用者数 (平成19年8月1日現在)

(人)

予防約	合付 ^{※17}		介護給付**18						
要支援	要支援	経過的	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合	計
1	2	要介護	1	2	3	4	5		
50	50	0	0 175 111 124 93 56				659	9	

地域密着型サービス利用者数(グループホーム^{※19}) (平成19年8月1日現在)

(人)

介護給付							
経過的 要介護	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合 計	
0	8	20	10	2	1	41	

施設介護サービス利用者数 (平成19年8月1日現在)

(人)

	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	合 計
介護老人福祉施設	4	16	26	50	64	160
介護老人保健施設	4	20	28	32	33	117
合 計	8	36	54	82	97	277

(3)児童福祉

児童福祉に関連して、少子化問題は避けては通れない課題であるが、にかほ市においても少子化の傾向が進行しており、出生数は年々減少の一途をたどっている。にかほ市(旧3町)の平成10年度における出生数が270人に対して、平成18年度には204人にとどまり、9年間で24.4%の減少となっている。こうした要因には、未婚化や晩婚化、夫婦間の出生率の低下などが影響しているものと考えられる。一方で保育園

や学童保育クラブ(小学校 1~3 年生対象)の登録は増加しており、核家族や共働き世帯の増加が背景にあるものと推察される。世帯構成や雇用形態の多様化、女性の社会進出など、社会情勢が大きく変化していく中で、更なる子育て支援の充実化が求められている。

平成16年に旧3町で就学前児童の保護者並びに小学校児童(3年生以下)の保護者を対象に「次世代育成支援ニーズ調査」が行われたが、「行政に対しどのような支援を希望しますか(複数回答)」という設問に対し、就学前児童の保護者(回答数742件)の69.1%、小学校児童の保護者(回答数444件)の47.3%が、「子どもと出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という回答を選択しており、いずれも要望の第1位に挙げられている。同じく、「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか?(複数回答)」という設問では、就学前及び小学校児童のいずれの保護者も「子どもと接する時間が少ない」という答えが多く、それぞれ34.6%、32.7%の割合を示している。

近年、社会問題化している児童虐待は、年々相談件数や事件が増加している。児童虐待に関する相談対応件数は全国で平成2年度では1,101件であったが、平成16年度においては33,408件と3万件を突破(厚生労働省公表)、秋田県内においても平成11年度で58件、平成17年度では133件の相談が寄せられている(秋田県公表)。平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行、あわせて児童福祉法も改正され、児童虐待の定義(身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト〈保護の怠慢及び放棄〉)が示されたことにより、これまで虐待の判断が困難だった事例が、法的な定義づけによって顕在化されたことも相談件数の増加につながったものと推察される。また、児童の犯罪被害対策も深刻化しており、平成17年において全国で殺人や傷害致死などで命を落とした小学生及び未就学児(嬰児を含む)は105人に及んでおり(警視庁公表)、地域における防犯・見守り活動は今後ますます重要になってくるものと思われる。

児童福祉を取り巻く社会環境は年々複雑・深刻化しており、保護者及び家庭による 子育てや育児にも限界がある。こうした実情を踏まえて、地域そして社会全体で子育 てを支援する環境の整備や対策が今後の課題として提起される。

市の出生数

(人)

年 度	象 潟	金浦	仁 賀 保	計
H10	115	43	112	270
H11	101	50	113	264
H12	93	34	110	237
H13	89	40	114	243
H14	94	31	100	225
H15	91	34	104	229
H16	91	23	98	212
H17	95	25	85	205
H18	80	29	95	204

(4) 障害者(児) 福祉

にかほ市における平成 18 年度の障害者(児)数は 1,540 人となっており、微増傾向にある。内訳を見ると身体障害者 1,153 人、知的障害者 139 人、知的障害児 39 人、精神障害者 209 人(在宅者のみ)となっている。

平成 18 年 10 月、福祉事務所が障害者世帯を対象(総回答者数 355 人)とした「障害福祉に関するアンケート」結果より、主たる介護者が家族や肉親であること(84.1%、回答数 319 件)、一人での移動及び冬場の移動が困難(それぞれ 32.8%、28.1%、回答数 335 件)、障害者自立支援法^{*20} の認知不足(「知らない」「名称のみ」の回答者が70.4%、回答数 332 件)といった課題が出された。また、「これから市福祉行政に望むものは?(複数回答)」(回答数 431 件)との設問では、障害者自立支援法に基づくサービス利用者負担(調査当時 1 割)の軽減を望む声が最も多く 40.4%、続いて住宅改造等助成 20.9%、公共施設等のバリアフリー^{*21} 化の推進 17.9%といった順になっており、うち知的障害者(21 件)の回答では、就労の支援が最も多く 63.6%、以下サービス利用者負担の軽減 54.5%、社会との交流の促進 45.5%と続いている。同じく「今後、市が実施する生活支援事業として、特に充実させてほしいものは?(複数回答)」(回答数 358 件)との設問に対しては、相談支援体制の整備が最も多く 32.7%、以下、外出のための移動支援が 22.3%、日常生活用具等給付が 15.9%となっている。

平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」についても、まだまだ認知度が低く、利用対象者の理解が進んでいない状況にあるが、こうしたサービスを利用することで、家族介護者の負担軽減なども考えられる。また、障害の種類や程度などによって、生活課題や福祉ニーズ、利用できるサービスなども異なることが予想され、個々の状況に応じた総合的専門的な相談支援体制の整備も求められている。今回の調査結果では、「移動」に関する課題も大きく取り上げられているが、障害のある方が安心して自立生活を営む上でも、「移動」に関する支援策を早急に講じていく必要があるものと思われる。こうした福祉関係者や(障害者などの)当事者における福祉施策も重要であるが、これからは地域社会全体で(物理的・心理的・情報・制度などの)バリアフリー化やノーマライゼーション※22の実践・実現に向けた取り組みが最も期待されるものと推察される。

障害者数の推移

(人)

年 度	身体障害者	知的障害者	知的障害児	精神障害者	合 計
H13	1, 100	134	39	315	1, 588
H14	1, 119	136	36	345	1,636
H15	1, 124	134	37	376	1,671
H16	1, 112	138	34	403	1, 687
H17	1, 136	137	40	389	1, 702
H18	1, 153	139	39	209 ^{**}	1, 540

※ 在宅の対象者のみ計上(入院者を含まない)

第3章 基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

生活の拠点である地域において、住民参加・住民参画の理念のもと、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民・関係機関・組織・団体等との協働による「地域で支える福祉のまちづくり」を基本理念とする。

2 基本目標(基本的な取り組み)と実施項目

- I. 地域住民活動の推進と社協事業の展開
 - ~地域住民相互による交流活動と支えあいによる地域福祉活動を推進し、福祉ニーズの把握に努め、相談支援体制の向上と福祉情報の共有化を目指す~
 - (1)地域住民による交流活動の推進
 - ①出前サロン事業
 - (2) 共に支えあい助けあう地域活動の支援と福祉ニーズの把握
 - ①地域福祉ネットワーク事業
 - ②福祉員会議の開催
 - ③共同募金運動への協力
 - ④通学路の安全見守り運動
 - ⑤住民アンケート事業(※地域福祉トータルケア推進事業※23と関連)
 - ⑥住民座談会
 - ⑦ボランティアセンター (ステーション) 事業
 - (3) 相談支援体制の向上と福祉情報の共有化の確立
 - ①ふれあい相談所事業(電話相談可)
 - 1)一般相談
 - 2) 専門相談 ・介護相談
 - ・法律相談(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
 - ・心の相談(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
 - ・司法書士による相談(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
 - ②たすけあい資金貸付事業
 - ③生活福祉資金貸付事業
 - ④福祉だよりの発行
 - ⑤ホームページによる情報公開
 - ⑥社会福祉大会の開催(2年に1回)
- Ⅱ. 高齢者の生きがい活動支援と在宅福祉サービスの充実・強化
 - ~高齢者が生きがいを持って活動できる社会生活を支援し、介護や援助が必要な状態になっても安心して自宅で生活できる在宅福祉サービスの充実と強化を図る~
 - (1) 高齢者の生きがい活動と社会生活の支援
 - ①ふれあい交流会
 - ②シルバー健康推進事業
 - ③シルバー料理教室
 - ④体力年齢評価事業(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
 - ⑤アクティビティ事業

- ⑥いきいきシルバー人材センター事業(※公益事業)
- (7)ふれあいデイサービス事業
- (2) 在宅福祉サービスの充実と強化
 - ①居宅等介護事業
 - 1)居宅介護支援事業
 - 2) 訪問介護事業 (介護予防含む)
 - 3) 通所介護事業(介護予防含む)
 - 4) 訪問入浴介護事業
 - ②栄養改善事業(配食サービス)
 - ③外出支援事業
 - ④介護予防ケアマネジメント
 - ⑤緊急通報システム運営事業
 - ⑥軽度生活援助事業
 - (7) 高齢者生活支援買い物ツアー事業(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
 - ⑧日常生活用品受注配達事業(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
- Ⅲ. 子どもの健やかな成長を育む機会と環境づくり
 - ~育児中の親子相互や異世代の方々と交流し、子どもの成長を見守る機会や環境を 整備する~
 - (1)子どもや親、異世代との交流の機会の提供及び児童・幼児の見守り活動
 - ①親子リフレッシュ教室
 - ②おもちゃライブラリー事業
 - ③花のメッセージ事業(※地域福祉トータルケア推進事業と関連)
 - ④異世代交流事業
- IV. 障害のある方の地域・在宅での生活支援、自立支援と社会参加の促進
 - ~障害のある方が住み慣れた地域や自宅で生活できるようサービスすると共に、地域住民が障害のある方への理解と知識を深める機会を提供する~
 - (1)在宅サービスの実施と障害のある方への理解促進
 - ①居宅等介護事業
 - 1) 障害福祉サービス事業
 - ②手話養成講習会
- V. 社協の組織体制の構築と事業運営方針の確立、財政基盤の確保
 - ~住民主体の民間組織として、健全で安定した組織体制の構築と事業運営方針の確立、財政基盤の確保を図る~
 - (1) 社協の組織体制の整備と事業運営方針の確立
 - ①理事会·評議員会
 - ②各部会
 - 1)総務部会
 - 2) 地域福祉部会
 - 3) 在宅福祉部会
 - ③監査会
 - ④各委員会
 - 1)ボランティアセンター運営委員会
 - 2) いきいきシルバー人材センター運営委員会

- 3) 広報委員会
- ⑤役員·職員研修
- ⑥共同募金会理事会
- ⑦行政・各関係機関との連携と連絡調整
- (2)財政基盤の確保
 - ・会員の加入促進と会費の確保
 - ・共同募金運動の推進
 - ・社会福祉の啓蒙と一般寄付
 - ・行政・各関係機関からの補助
 - ・その他の事業収入
- VI. 地域福祉の基幹・拠点としての社協事業の展開
 - ~行政や関係機関からの支援・協力を得ながら、地域福祉の基幹としての社協の役割 を確認し各種事業を展開する~
 - (1)地域福祉の基幹・拠点としての各種事業の展開
 - ①老人福祉センター受託運営事業
 - ②介護予防拠点施設「元気百歳館」受託運営事業
 - ③福祉研修バス(つくも号)運行管理
 - ④地域福祉権利擁護事業への協力
 - ⑤地域福祉活動推進事業
 - ⑥生活管理指導員派遣事業
 - ⑦要介護認定調查事業
 - ⑧福祉用具貸与事業
 - ⑨防火查察事業
 - ⑩行旅人等法外援助事業
 - ①各種団体との協働と助成



1 基本理念

生活の拠点である地域において、住民参加・住民参画の理念のもと、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民・関係機関・組織・団体等との協働による「地域で支える福祉のまちづくり」を基本理念とする。

2 基本目標(基本的な取り組み)

I. 地域住民活動の推進と社協事業の展開

地域住民相互による交流活動と支えあいによる地域福祉活動を推進し、福祉ニーズの把握に努め、相談支援体制の向上と福祉情報の共有化を目指す

Ⅱ 高齢者の生きがい活動支援と在宅福祉サービスの充実・強化

高齢者が生きがいを持って活動できる社会生活を支援し、介護や援助が必要な状態 になっても安心して自宅で生活できる在宅福祉サービスの充実と強化を図る

Ⅲ. 子どもの健やかな成長を育む機会と環境づくり

育児中の親子相互や異世代の方々と交流し、子どもの成長を見守る機会や環境を整備する

Ⅳ 障害のある方の地域・在宅での生活支援、自立支援と社会参加の促進

障害のある方が住み慣れた地域や自宅で生活できるようサービスすると共に、地域 住民が障害のある方への理解と知識を深める機会を提供する

V. 社協の組織体制の構築と事業運営方針の確立、財政基盤の確保

住民主体の民間組織として、健全で安定した組織体制の構築と事業運営方針の確立、財政基盤の確保を図る

Ⅵ 地域福祉の基幹・拠点としての社協事業の展開

行政や関係機関からの支援・協力を得ながら、地域福祉の基幹としての社協の役割 を確認し各種事業を展開する

<u>;</u>		
į	(※)・・・地域福祉トータルケア推進事	業に関連する事業
- 	(1)地域住民による交流活動の推進	①出前サロン事業
	(2) 共に支えあい助けあう地域活動の 支援と福祉ニーズの把握	①地域福祉ネットワーク事業 ②福祉員会議の開催 ③共同募金運動への協力 ④通学路の安全見守り運動 ⑤住民アンケート事業(※) ⑥住民座談会 ⑦ボランティアセンター(ステーション)事業
	(3)相談支援体制の向上と福祉情報の 共有化の確立	1)一般相談 ①ふれあい相談 2)専門相談・介護相談 所事業(電話相談可) ・込の相談(※) ②たすけあい資金貸付事業 ③生活福祉資金貸付事業 ④福祉だよりの発行 ⑤ホームページによる情報公開 ⑥社会福祉大会の開催(2年に1回)
	(1)高齢者の生きがい活動と社会生活 の支援	①ふれあい交流会②シルバー健康推進事業③シルバー料理教室④体力年齢評価事業(※)⑤アクティビティ事業⑥いきいきシルバー人材センター事業(公益事業)⑦ふれあいデイサービス事業
	(2)在宅福祉サービスの充実と強化	①居宅等介護事業 ② 記問の護事業(介護予防含む) ③ 通所介護事業(介護予防含む) ④ 訪問入浴介護事業 ②栄養改善事業 (配食サービス) ③外出支援事業 ④介護予防ケアマネジメント ⑤緊急通報システム運営事業 ⑥軽度生活援助事業 ⑦高齢者生活支援買い物ツアー事業(※) ⑧日常生活用品受注配達事業(※)
	(1)子どもや親、異世代との交流の機 会の提供及び児童・幼児の見守り 活動	①親子リフレッシュ教室 ②おもちゃライブラリー事業 ③花のメッセージ事業(※) ④異世代交流事業
ii	(1)在宅サービスの実施と障害のある 方への理解促進	①居宅等介護事 業 ②手話養成講習会
	(1) 社協の組織体制の整備と事業運営 方針の確立(①~⑦)	①理事会・評議員会
	(2)財政基盤の確保 ・会員の加入促進と会費の確保 ・共同募金運動の推進 ・社会福祉の啓蒙と一般寄付 ・行政・各関係機関からの補助 ・その他の事業収入	③監査会 1)ボランティアセンター運営委員会 ④各委員会 2)いきいきシルバー人材センター運営委員会 ③)広報委員会 (3)広報委員会 ⑤役員・職員研修 (6)共同募金会理事会 ⑦行政・各関係機関との連携と連絡調整
	(1)地域福祉の基幹・拠点としての各 種事業の展開	①老人福祉センター受託運営事業 ②介護予防拠点施設「元気百歳館」受託運営事業 ③福祉研修バス(つくも号)運行管理 ④地域福祉権利擁護事業への協力 ⑤地域福祉活動推進事業 ⑥生活管理指導員派遣事業 ⑦要介護認定調查事業 ⑧福祉用具貸与事業 ⑨防火査察事業 ⑩行旅人等法外援助事業 ⑪各種団体との協働と助成

第4章 実施計画(具体的な展開)

第4章 実施計画(具体的な展開)

1 各事業の現状と方向性

地域福祉事業

				事				
No	1)事業名	2) 事業内容	自主	共募	補助	受託	その他	4) 事業の現状と課題
1	出前サロン事業	各地域において健康増進を図る ため介護予防体操の普及に努 め、普段外出したがらない方々 との交流の場を設ける。		0				各地域で開催されているが、指導者の 育成が必要である。
2	地域福祉ネットワ ー ク事 業	地域の要援護世帯を対象に、近隣住民や福祉関係者でネットワークを構築し、台帳の整備を図ると共に、地域福祉の増進、情報交換などを目的に地域福祉ネットワーク会議を開催する。	0	0				それぞれ3地区で行政や町内・集落各会長、民生児童委員、福祉員、地域との連携のもとで展開されているが、緊急連絡先を教えたがらない対象者がいる、福祉員の交代要員が不足している、などの課題が指摘されている。
3	福祉員会議の開催	ネットワーク構成員である福祉 員の会議を開催し、民生児童委 員や町内会、近隣住民との連携 のもとで地域福祉の推進を図 る。		0				3地区ごとに開催し、民生児童委員や地域住民との関わりやネットワーク事業、地域福祉の推進などについて理解を深めてもらう。
4	共同募金運動への協力	赤い羽根共同募金、歳末たすけ あい募金に係る一切の事務、募 金の収受について、協力を行 う。		0				町内会(集落)の理解のもとで実施して いる (一世帯あたり期待額650円以上)。
5	たすけあい資金貸付事業	生活困窮世帯に対して生活資金 を貸付し、世帯の更生を支え生 活環境の改善を図る。						利用希望者は多いが、償還が困難な事例もあり、その対応が課題として指摘される。連帯保証人や貸付についての検討が必要。
6	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障害者、高齢者世帯 に対して、経済的自立と、生活 意欲の助長を目的に貸付を行う。				0		利用者は少ないが、滞納者への償還指 導が課題として挙げられる。
7	通学路の安全見守り運動	にかほ市内の小中学校の通学路 の見守りパトロールを行う。						各支所で随時行われている。学校でも スクールガードなどを配置しており、 地域で安全を確保する姿勢や取り組み が重要と思われる。
	ふれあい相談所事業							
8	一般相談	相談員や職員がいつでも気軽に 相談を受け入れる体制で窓口を 設置し対応する。また、電話で の相談にも対応する(各支所・ 随時)。						相談利用者は電話相談が主であり、他 の関係機関との連携を強化する。
	L			L				

		6)	5ケ:	年の	事業	展界](実	施中]⇒,	検	討◎	、実	施★	۲、 ا	見直	LΔ	、廃	止∎)	
5) 事業の方向性		20	年			21	年			22	年			23	年			24	年	
各町内の高齢者世帯、一人暮らしの 方々が地域とのコミュニケーションを 図ることを目的に町内会単位で開催す る。事業のPR活動を強化し、継続し て実施する。		⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒
一人の不幸も見逃さない運動を推進する為にも、行政、町内・集落各会長、民生児童委員、福祉員等と連携して、地域で安心して暮らせるネットワークを構築する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
福祉員の役割を確認しながら、地域社 会の福祉増進に資するため、研修会等 を随時開催する。	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0
赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金 の使途を明確にし、地域住民が理解でき る募金運動を実施する。		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
的確な貸付を行うと共に、償還指導、 徴収不能処理等の実施を行う。また、 貸付金額についても検討する。	0	⇒	⇒	*	⇒	⇒	⇒	⇒	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	↑	⇒	⇒	⇒	⇒
的確な貸付を行うと共に、長期滞納者 への償還指導を行う。	⇒	⇒	⇒	↑	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	↑	⇒	⇒	⇒	⇒
地域の安全、不審者から守る為にもパトロールを実施する。	⇒	⇒	⇒	*	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	*	⇒	⇒	⇒	⇒
PRを強化して、継続実施。	→	⇒	→	*	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	*	⇒	⇒	⇒	⇒

No	1)事業名	2) 事業内容	4	事美	拙	竝	そ	4) 事業の現状と課題
	専門相談	介護相談、弁護士による法律相 談、臨床心理士による心の相 談、司法書士による相談。					0	PRの強化と関係機関との連携。
9	福祉だよりの発行	社協事業内容、募金内容、社協 活動に対する住民の理解を深め ることを目的に啓蒙活動の一環 として「福祉だより」を発行す る。		0				年5回発行し、にかほ市全世帯 (約9,500部)に配布している。
10	ホームページによる情報公開	にかほ市社会福祉協議会のホームページを開設し、情報の公開 を行う。	0					平成19年10月開設。
11	社会福祉大会の開催	福祉関係者や地域住民を一堂に 会して社会福祉大会を開催し、 社協活動の理解と福祉意識の高 揚を図る。	0					2年に1回開催する。
12	住民アンケート事業 (トータルケア)	住民アンケートを実施し、社協 及び福祉関係に関する要望や意 見を集約し、これからの社協事 業方針や新規事業の開拓の指針 とする。	0				0	各支所において実施。
13	住民座談会	社協へのより深い理解と地域全体で支える協力体制を得られるよう、地区ごとに座談会を開催する。			0		0	座談会のあり方を検討する。
14	ボランティアセンター(ス テーション) 事業	ボランティア活動についての相 談、登録、斡旋を推進し、体験 学習や講座、研修会などを開催 する。また、小中高生への福祉 教育の推進、協力なども行う。		0	0			各行事や事業への参加・協力を得て活動を展開しているが、団体の固定化(マンネリ化)が課題である。今後も各団体との関係を密に事業を展開し、学校との連絡調整を図る。







事業7 通学路の安全見守り運動

		6)	5ケ:	年の	事業	展開	則実	施中	□⇒,	検	討◎	、実	施★	ر , ا	見直	LΔ	、廃	止▮	1)	
5) 事業の方向性		20	年			21	年			22	年			23	年			24	年	
PRを強化して、継続実施。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇑	⇒	⇒	⇒	⇑	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒	†	⇒	⇒	⇒
福祉に関する情報や社協事業に関する 情報等が見やすい紙面を作成する。 随時見直しを行う。		⇒	Δ	*	†	⇒	Δ	*	*	⇒	Δ	*	*	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*
社協の福祉だよりでは、にかほ市民が対象になっているが、県外に居る方にも地元の情報を発信する。また、市民が随時、社協の概要や情報を得られるよう、ホームページの公開を行う。		⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*	↑	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*
大会の内容等を十分協議。		0	*							0	*							0	*	
地域で抱えている問題把握のために実 施する。		@)											*	•					
地域で抱えている問題を協議する。地域と社協及び関係機関で実施。その他、社協で実施している事業の紹介などPRの強化も図る。		+	k			*	τ			+	k			*	τ			*	τ	
ボランティア連絡協議会と連携し活動拠点の強化を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	↑	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	⇒	†	⇒	⇒	⇒







事業14 ボランティアセンター(ステーション)事業 (小学校での疑似体験の様子)

高齢者福祉事業

			(3)	事	集 σ.	想(源	
No	1) 事業名	2) 事業内容	自主	共募	補助	受託	その他	4) 事業の現状と課題
1	ふれあい交流会	一人暮らし、高齢者世帯の方々の日常生活を少しでもカづけ、励まし、一日を楽しく健康的に過ごしていただくことを目的に開催する。		0				毎年楽しみにしているという参加者も 多いようである。時期的に安否確認を 兼ねて行っている。内容や見学地のマ ンネリ化が指摘されている。
2	シルバー健康推進事業	高齢者の方々を対象に心身の健康保持及び、親睦と交流を目的に各支所でスポーツ関連行事を開催する(各支所にて年1回実施)。		0				各支所とも地域のグラウンド・ゴルフ協会や老人クラブとの共催で実施しており、毎年、多数の方が喜んで参加している。高齢者の介護予防のためにも有効な事業と思われる。
3	シルバー料理教室	一人暮らし高齢者等を主体にバ ランスの取れた料理教室を開催 する。		0				参加者が固定している、男性の参加者 が少ない、などの課題が指摘されてい る。
4	体力年齢評価事業 (トータルケア)	介護予防のための健康づくりに 重点を置き、自宅で出来る簡単な 運動(ストレッチ動作を含む) を奨励し、一定期ごとに筋カテ ストを行い健康状態をチェック する(各支所にて年3回実施)。					0	筋カテストの動作が難しいため、正しく評価する上でも、誰もが簡単に行え る動作に切り替える必要がある。
	居宅等介護事業							
	居宅介護支援事業	介護支援専門員(ケアマネー ジャー)が要介護状態にある 方々に対しケアプランの作成や 相談などに応じ、在宅での介護 支援を提供する。	0				0	平成18年の介護保険法改正に伴い、一人の介護支援専門員(ケアマネージャー)に対する利用者数の制約(35人)があるため、(利用者の入退院などによる)人数の調整が困難である。平成18年度延べ3,573人利用
5	訪問介護事業 (予防介護含む)	訪問介護員(ヘルパー)が、要介護(要支援)高齢者等に対し、生活援助や身体介護などのサービスを提供する。						利用者の動向(入退院、施設入所、死 亡など)に大きく左右される、訪問を 希望する時間帯が集中しているなどの 課題が指摘されている。平成18年度 (要介護) 延べ1,737人、(要支援)延 べ230人利用。
	通所介護事業 (予防介護含む)	要介護(要支援)高齢者等を送 迎し、日常動作訓練や入浴等の サービスを提供する。	0					計画どおり進められているが、今後、 利用者の重度化への対応が求められて いる。平成18年度(要介護)延べ 4,005人、(要支援)延べ1,036人利用。
	訪問入浴介護事業	看護職員及び介護職員が、要介護状態にある利用者の方々の自宅を移動入浴車で訪問し、適切な入浴介護を提供する。					0	利用者も順調に増えているが、介護度が高い利用者が多いため、(利用者の)健康状態に大きく左右されやすいのが現状。※平成18年度 延べ527人利用。

	6)5ケ年の	事業展開(実施中⇒	⇒、検討◎、実施★	、見直し△	、廃止■)
5) 事業の方向性	20年	21年	22年	23年	24年
孤独感や孤立化の解消を図り、内容、 見学地を検討し実施する。	⇒ ⇒ ⇒	$\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$	⇒ ⇒ ⊚ ★ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
健康の保持、介護予防等の為にも、継続開催する。また、3地区合同での開催についても検討する。	$\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$	$\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$	⇒ ⇒ ⊚ ★ ⇒	$\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$	$\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$
一人暮らし高齢者が急増しているので、 栄養のバランスを考えた料理教室を開催 する。	$\Rightarrow \Rightarrow \Delta$	★ ⇒ ⇒ △ ★	★ ⇒ ⇒ △ ★	⇒ ⇒ △	★ ⇒ ⇒ ∆
介護予防のためにも実施し、評価で弱いと出た部分を強化するメニューを組み、体力・運動機能の向上を図る。					
介護保険の理念に基づき、利用者に対 するケアマネジメントを行う。	⇒ ⇒ ⇒ △	* ⇒ ⇒ △ *	* ⇒ ⇒ △ *	⇒ ⇒ Δ	★ ⇒ ⇒ △
利用者にサービス提供を行いながら、自立出来るように援助する。	$\Rightarrow \Rightarrow \Delta$	★ ⇒ ⇒ △ ★	★ ⇒ ⇒ △ ★	$\Rightarrow \Rightarrow \triangle$	★ ⇒ ⇒ △
利用者にサービス提供を行いながら、 自立出来るように援助する。	⇒ ⇒ ⇒ △	★ ⇒ ⇒ △ ★	★ ⇒ ⇒ △ ★	⇒ ⇒ △	★ ⇒ ⇒ △
安全で安心して入浴を行う為にも、主 治医、関係機関と連携を図る。	$\Rightarrow \Rightarrow \Delta$	* ⇒ ⇒ △ *	* > > \(\dagger \)	⇒ ⇒ ∆	★ ⇒ ⇒ △

			3)	事	業σ	財	源	
No	1) 事業名	2) 事業内容	自主	共募	補助	受託	その他	4) 事業の現状と課題
6	アクティビティ事業	介護認定に該当する可能性がある高齢者や自立状態である高齢者や自立状態である向上の 者を対象に、運動機能の向上や口腔ケアレクリエーションな指導やレクリエーションな護の を通じて、健康の維持と介護予防に努める。				0		利用者の高齢化や介護予防の実践に伴い、職員やボランティアの専門性や資質向上が求められている。
7	ふれあいデイサービス事 業	アクティビティサービス対象者 以外の比較的健康な方を対象に、 月1回、レクリエーションを中 心とした内容で開催。	0	0				現在、仁賀保支所にて月1回開催。1回 あたり約30名が参加しており、利用者 からも喜ばれている。
8	栄養改善事業(配食サー ビス)	一人暮らし・高齢者世帯で希望 される方に弁当を配達する(各 支所にて月3回実施)。	0			0		安否確認を兼ねて実施している。配達 者の負担軽減が課題。
9	外出支援事業	概ね65歳以上の方で一般の交通機関を利用することが困難な方などを対象に医療機関まで送迎する(市内月1回・市外年5回)。また、通所介護予防事業に参加する高齢者の交通手段として、福祉バスを運行する。	•			0		利用制限があり利用者が少ない、車輌の確保が困難、という意見や、今後の高齢者増加に伴い他地域(他市)への通院等が益々難しくなってくるのでは、といった懸念がある。
10	介護予防ケアマネジメン ト	にかほ市地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメントの受託を受け、要支援者に対し、適切なケアプランを提供する。				0		介護支援専門員(ケアマネージャー)ー 人当たりの利用者数が限定されている ので、利用者の動向(入退院)や緊急時 の対応などを踏まえて、適度に余裕を もった受入態勢が求められる。
11	緊急通報システム運営事 業	一人暮らし高齢者や虚弱高齢者 世帯などを対象に、緊急時に消 防署に通報するシステムの新規 取付、取外し等の連絡調整を行 う。			0			現在のところ特に大きな課題はない が、今後、高齢者の増加に伴い益々需 要が高まってくるものと推察される。
12	軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者で日常生活上 援助が必要な方々に対し、軽易 な援助を行う。				0		利用料が低額なため、利用者からは喜ばれているが、(同じようなサービスでも)人材センターと比較すると金額的な差があるため、不都合なところもある。
13	高齢者生活支援買い物ツアー事業(トータルケア)	交通手段がなく、買い換えたく ても衣類や電化製品などの買い 物に行けない方を対象に福祉バ スの送迎による買い物ツアーを 行う。					0	利用を促すためのPR。
14	日常生活用品受注配達事 業(トータルケア)	高齢者世帯及び身体障害者世帯 等から買い物の依頼を受け付 け、商品を配達する。					0	利用を促すためのPR。

		6)	5ケ:	年の	事業	展](実	施中]⇒,	検	ो⊚	、美	施★	۲、 ا	見直	LΔ	、序	€止▮	1)	
5)事業の方向性		20	年			21	年			22	年			23	年			24	年	
アクティビティ事業は、行政からの受託であり、利用者についても行政で決定している。社協では、以前に行っていたミニディサービスについて検討し、開催したい。		*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
今後、金浦支所、象潟支所においても 開催を検討、実施する。	0	*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
行政主体で行われている事業なので、 社協としては現状維持を図るために も、社協で財源の一部を負担し実施す る。利用者負担についても検討する。	0	*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
利用制限により利用者は限定されているので、行政に運営協議会の立上げを 検討してもら う 。	0	*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
適切なケアマネジメントを行う。	⇒	⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ
緊急通報システムの需要は増えている 状態であり、設置することにより安心 感が生まれると共に、ネットワークに 繋がる。		*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
人材センターへの委託について行政と 検討する。	0	*	⇒	Δ																
利用状況を把握し検討する。		*	Δ																	
利用状況を把握し検討する。		*	Δ																	

No	1)事業名	2) 事業内容)財 受 託	7	4) 事業の現状と課題
1	, いきいきシルバー人材セ ンター事業	各支所にステーションを設置し、生きがいを求めて働く場を見つけたい人と、仕事を依頼したい人との拠点として、積極的に社会参加できるよう支援を行う。	0				地域によっては、今後も需要の伸びが 期待されるが、事務費の見直しや会員 の確保、さらなる民間からの受注増を 目指す必要がある。





事業1 ふれあい交流会(TDK歴史館見学の様子) 事業2 シルバー健康推進事業(グラウンドゴルフ大会)



事業3 シルバー料理教室

	6)5ケ年の	事業展開(実施中	中⇒、検討◎、実	『施★、見直し△	.、廃止■)
5) 事業の方向性	20年	21年	22年	23年	24年
登録者の見直しを行い、需要に応じられる体制を整備する。事務費について 検討する。	◎ ★ ⇒ ◎	★ ⇒ ⇒ ⊚			



事業5 居宅介護支援事業



事業6 アクティビティ事業 (いけいけドンパン体操の様子)

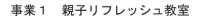


事業15 いきいきシルバー人材センター事業 (人材センターによる剪定講習会)

児童·障害者福祉事業

			3)	事	業 σ	惧	源	
No	1) 事業名	2) 事業内容	自主	共募	補助	受託	その他	4) 事業の現状と課題
1	親子リフレッシュ教室	子育て支援事業の一環として、 親子等とのふれあいを深め、健 康増進のための教室を開催す る。		0				参加者が少ないので、今後のPRが必要。
2	おもちゃライブラリ一事業	子どもたちがふれあって楽しく 遊び育って欲しいことを目的 に、おもちゃを通して子ども同 士、親子同士の交流の場を提供 する。		0				月3回、「フェライト子ども科学館」で開 催され、多数の親子連れが参加。
3	花のメッセージ事業 (トータルケア)	学校に花の育成を依頼し、花の 咲く頃に絵手紙をつけて、高齢 者世帯や身体障害者世帯に贈呈 する。			0			贈呈を希望する方も多く、贈呈された皆 さんからも喜ばれ大変好評である。学校 側の行事などを配慮して今後も協力をお 願いする。
4	異世代交流事業	地域の子どもたちと高齢者との 交流の場を設ける。	0	0				
	居宅等介護事業							
Ę	障害福祉サービス事業	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児の方々に対し、適切な居宅介護サービス(ホームヘルプ・ガイドヘルプ)を提供する。	0				0	利用者は少ないが、今後も需要に応じた 取り組みが求められる。
(手話養成講習会	聴覚障害者に関わるコミュニケーション手段や生活などの理解や知識を深め、(聴覚障害者の)社会参加の促進を目的に開催する。				0		養成講習会修了者の活用と育成。







事業6 手話養成講習会

		6)	5ケ:	年の	事業	〔展〕	引(実	施中	□⇒,	検	討◎	、実	施★	۲, ا	見直	LΔ	、序	€止▮	1)	
5) 事業の方向性		20	年			21	年			22	!年			23	年			24	年	
PR活動を強化し、内容を検討して実施。	0	*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
内容の検討が必要であり、各支所でも 実施する。	0	*	⇒	©	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
学校との連携を図り、贈呈の対象者を 検討しながら実施する。	0	*	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0	*	⇒	⇒	0
老人クラブなどと連携しながら、平成20 年度に計画、開催。各支所で年1回程度。		0	*			(9													
法制度に合わせて見直しを行いながら、障害のある方が能力に応じ自立した日常生活が出来るよう支援する。		⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*		⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ
聴覚障害者との理解や知識を深め、社会参加の促進を図ると共に、手話通訳者の育成を図る。また、自主サークル化と登録制度を検討。		⇒	⇒	Δ	*	⇒	⇒	Δ												





事業3 花のメッセージ事業

総務(法人運営)事業

)財				
No	1) 事業名 2) 事業内容		鱼生	共募	補助	受託	その他	4) 事業の現状と課題		
1	理事会·評議員会	(理事会)執行機関として会長 より提出された議案の同意及び 承認をするとともに事業の効果 的な運営、実践活動を展開し運 営にあたる。 (評議員会)会長 より提出された議案を審議し承 認及び議決をする。	0					平成18年度実績 理事会4回、評議員会 2回開催		
	各部会							法人運営、介護保険事業等の充実を図 るためにも、各部会、委員会で検討 し、社協の体制や基盤強化に努める。		
2	総務部会	法人運営、受託事業(新規)、表彰に 関することについて協議する。	0					平成18年度実績 3回開催		
2	地域福祉部会	調査・広報、福祉座談会、地域 福祉に関することについて協議 する。	0					平成18年度実績 1回開催		
	在宅福祉部会	介護保険事業、障害福祉サービ ス、在宅福祉に関することにつ いて協議する。	0					平成18年度実績 1回開催		
3	監査会	監査機関として、社協の執行す る業務全般及び経理状況、資産 の運用管理について監査する。	0					平成18年度実績 2回実施		
	各委員会									
	ボランティアセンタ 一 運営 委員会	福祉、災害ボランティア等につ いての委員会を開催する。	0					平成18年度実績 3回開催		
4	いきいきシルバー人材セン ター運営委員会	人材センター登録者の増員、働 く場の拡大、積極的に社会参加 できるよう支援する。	0					平成18年度実績 1回開催		
	広報委員会	福祉だより発行について委員会 を開催する。	0					平成18年度実績 4回開催		
5	役員研修	役員の研修。	0				0	必要に応じ、適時行う。		
6	職員研修	職員の研修。	0					必要に応じ、適時行う。		
7	共同募金会理事会	共同募金、歳末たすけあい運動 (募金の配分)について協議す る。		0				共同募金活動に対する批判が多い。		
8	行政・各関係機関との連携と 連絡調整	行政・各関係機関との連絡調整 を明確にしながら、福祉のまち づくりを推進する。	0					必要に応じ、適時行う。		

	6)5ケ年の事業展開(実施中⇒、検討◎、実施★、見直し△、廃止Ⅱ								
5)事業の方向性	20年	21年	22年	23年	24年				
新規事業、事業廃止等の場合は、その 都度開催。	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	⊚ ★				
社協の運営・経営等に関する事項につ いて開催、協議する。		⊚ ★	⊚ ★	◎ ★					
地域福祉、社会福祉大会等に関する事 項について開催、協議する。	⊚ ★	⊚ ★	◎ ★	⊚ ★	⊚ ★				
介護保険事業等に関する事項について 開催、協議する。	◎ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★				
事業の執行状況、経理状況等について、監査する。また、外部監査導入について検討する。		⊚ ★	⊚ ★		⊚ ★				
ボランティア団体 (個人) 等の協力を 得ながら、ボランティア活動やボラン ティアセンター (ステーション) 等に 関する事項について開催、協議する。	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★				
人材センターの運営及び経営等に関す る事項について開催、協議する。	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★				
福祉だよりやホームページ等の広報 活動に関する内容・事項について開催、協議する。	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★				
事業運営等に資することを目的に実施する。	◎ ★	◎ ★	⊚ ★	⊚ ★	◎ ★				
職員の資質の向上を目指し、随時実施する。	★	★		⊚ ★	⊚ ★				
地域住民の理解と協力を得られるよう、募金運動及び配分について開催、 協議する。	⊚ ★	⊚ *	⊚ ★		⊚ ★				
福祉のまちづくりを目的に、市行政・ 各関係機関と連携・協力し、地域福祉 の向上を推進する。	◎ ★	© *	⊚ ★	⊚ ★	© *				

その他の事業

	しているの事業		101	+ -	# ~		`E	
No	1) 事業名	2) 事業内容			業 <i>σ.</i> 補助			4) 事業の現状と課題
1	老人福祉センター受託運営事業	一般相談、福祉団体等の利用、 入浴施設を利用する一般利用 者の促進を行う(月曜休館)。	0			0		建物などの老朽化が進んでいる。
2	介護予防拠点施設「元気百歳 館受託運営事業	介護予防拠点施設「元気百歳 館」の運営管理を行う。	0			0		介護予防拠点施設のため、利用が限 定され、他の利用者への開放が困難 である。
3	福祉研修バス(つくも号)運行 管理	福祉関係団体等の研修活動向 上に福祉研修バスを運行する (毎週月曜運休)。			0			利用者が固定化している。
4	地域福祉権利擁護事業への協 カ	高齢者の方に安心した生活が 送られるように福祉サービス の利用手続きや金銭管理の手 伝いを行う。				0		利用者が少ない。
5	地域福祉活動推進事業	地域福祉推進については、各 地域の町内会長の協力が必要 不可欠であり、広報の配布や 各種の募金·集金活動の活動費 及び協力金として助成を行う。	0	0				町内会と各種団体からどのように協 力をいただくかが課題。
6	生活管理指導員派遣事業	介護保険制度で自立と判定された方で希望者に対して訪問介護 員(ヘルパー)を派遣する。				0		
7	要介護認定調査事業	介護支援専門員(ケアマネー ジャー)が介護保険の認定に係 る調査を行う。				0		平成18年の介護保険法改正後、介護 支援専門員(ケアマネージャー)の 業務内容が更に過密になっている中 で、公正かつ中立に基づいて実施し ている。
8	福祉用具貸与事業	特殊ベットや車いすを無償で 貸与する(但し、ベットの場合 は消毒料として5,000円を個人 負担)。					0	介護保険における福祉用具レンタルが主流になっているが、急な怪我や 退院後療養のために希望される利用 者も多い。福祉用具の老朽化や故障 への対応が今後の課題として挙げら れる。
9	防火査察事業	一人暮らし・高齢者世帯を対象 に消防署員と一緒に点検する。	0					支所ごとに毎年秋に1回実施、対象 者の防火意識も高まる。
10	行旅人等法外援助事業	行旅人に対して1人1回500円を 貸与。				0		
11	各種団体との協働と助成			0				

	6)5ケ年の	事業展開(実施中	□⇒、検討◎、実	施★、見直し△	、廃止■)
5) 事業の方向性	20年	21年	22年	23年	24年
建物の老朽化、耐震問題を含め、社 協事務局の移動について、行政と協 議する。					
行政との契約により実施。介護予防拠点施設のため、利用が限られているが、子育て支援に利用できるように行政と協議したい(おもちゃライブラリー、映画上映等)。		*	*	*	*
行政との話し合いにより実施。	$\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$	\odot \Rightarrow \Rightarrow	\bigcirc \Rightarrow \Rightarrow	\bigcirc \Rightarrow \Rightarrow	\bigcirc \Rightarrow \Rightarrow
身寄りのない高齢者が増加している ので、市民への周知を図る。	*	*	*	*	*
町内会及び各種団体との連携を深める。	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★	◎ ★
行政と連携して実施する。	⊚ ★				⊚ ★
公正かつ中立に基づいて実施する。	◎ ★	⊚ ★	⊚ ★	⊚ ★	★
介護保険におけるレンタルが主体であるので、現在貸し出し中の機器については、そのまま不要になるまで貸し出し、新規に機器の購入は行わない。	Δ				
消防署員と一緒に高齢者世帯を訪問し、火の始末や、暖房器具の点検を行いながら、安否確認も含め実施する。	*	*	*	*	*
行政との協議による。	0				
各種団体の自立育成を継続する。	Δ *	Δ *	Δ *	Δ *	Δ *

資 料 編

にかほ市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 にかほ市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、 にかほ市社会福祉協議会会長の諮問に応え、にかほ市地域福祉活動計画 を策定することを目的とする。

(名 称)

第2条 名称は、にかほ市地域福祉活動計画策定委員会とする。

(任 務)

- 第3条 委員会は、にかほ市地域福祉活動計画策定に関する事項を行う。
 - (1) 地域福祉活動計画に必要な実態やニーズの把握、問題課題の整理、 分析等の作業
 - (2) にかほ市地域福祉活動計画の基本計画の策定
 - (3) にかほ市地域福祉活動計画の実施計画の策定
 - (4) にかほ市地域福祉活動計画策定に必要な事項

(委員会)

- 第4条 委員会は委員14名で構成する。
 - 2 委員はにかほ市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(委員長・副委員長の選任)

- 第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
 - 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
 - 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
 - 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
 - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員 長の決するところによる。

(部会の設置)

- 第7条 委員会に次に掲げる部会を設置し、各委員がそれぞれの部会に所属する。
 - (1) 総務部会
 - (2) 地域福祉部会
 - (3) 高齢者福祉部会
 - (4) 児童・障害者福祉部会

- 2 部会に部会長を置き、委員の互選によって選出する。
- 3 部会は必要に応じて部会長が招集し、その議長に当たる。
- 4 総務部会は、各部会長、社協正副会長を充てる。

(関係者の出席)

第8条 委員会が必要と認める場合は、関係者の出席を求め説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、にかほ市社会福祉協議会本所に置く。

(設置期間)

第10条 この委員会の設置期間は、にかほ市地域福祉活動計画策定完了までと する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

にかほ市地域福祉活動計画の策定経過

開催月日	内 容		備考
平成19年	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	場	所:スマイル
7月19日	理事会において、にかほ市社会福祉協議	出	席:理事 13名
	会地域福祉活動計画作成(5年計画)に		監事 3名
	ついて同意を得る		事務局 6名
7月31日	第1回 地域福祉活動計画策定委員会	場	所:スマイル
	の開催 Time that the	出	席:委員 14名
	・ 委嘱状交付		参与 5名 東
	・自己紹介		事務局 6名
	・地域福祉活動計画について		
	・ 地域福祉活動計画策定委員会設置 要綱(案)について		
	・ 正副委員長の選任について		
	・ 部会構成について		
	・ 部会長の選任について		
8月28日	第1回 児童・障害者福祉部会の開催	場	所:スマイル
	・ 児童・障害者関連事業の現状と課	出	席:部会員 4名
	題の把握について		事務局 3名
	・ 今後の方向性について意見交換		
8月31日	第1回 高齢者福祉部会の開催	場	所:スマイル
	・ 高齢者関連事業の現状と課題の把	出	席:部会員 4名
	握について		事務局 3名
	・・ 今後の方向性について意見交換		
9月12日	第1回 地域福祉部会の開催	場	 所:むらすぎ荘
37,12 H	・ 地域福祉関連事業の現状と課題の	出出	席:部会員 5名
	把握について	ш	参与 1名
	・ 今後の方向性について意見交換		事務局 3名
	1		, ,
10月29日	第2回 児童・障害者福祉部会の開催	場	所:スマイル
	・ 各事業の今後の方向性と、5ヵ年	出	席:部会員 3名
	の事業計画について検討		参与 1名
			事務局 3名

開催月日	内 容		備考
10月29日	第2回 高齢者福祉部会の開催 ・ 各事業の今後の方向性と、5ヵ年	場出	
	の事業計画について検討		が
	↑ → 火山 □ (事務局 3名
10月30日	第2回 地域福祉部会の開催	場	所:スマイル
	・ 各事業の今後の方向性と、5ヵ年	出	席:部会員 5名
	の事業計画について検討		事務局 3名
11月 9日	第1回 総務部会の開催	場	所:スマイル
	・ 活動計画第1章から第3章につい	出	席:部会員 7名
	7		事務局 2名
	・ 各部会の検討結果について報告		
	その他の事業について		
	・ 策定委員会の開催について		
11月22日	第2回 地域福祉活動計画策定委員会	場	所:むらすぎ荘
	の開催	出	席:委員 13名
	・ 活動計画第1章から第3章につい		参与 5名
			事務局 6名
	各部会の検討結果について報告		
12月 5日	・ 今後の予定について第 2 回 ※ 数如今の関係	場	正・フライル
12月 5日	第2回 総務部会の開催 ・ にかほ市地域福祉活動計画(案)	出出	所:スマイル 席:部会員 5名
	について		事務局 3名
	(訂正箇所の報告)		1.423713
	(校正について)		
	・ 計画書の配布先について		
	・ 策定委員会の開催について		
12月20日	第3回 地域福祉活動計画策定委員会	場	所:スマイル
	の開催	出	席:委員 13名
	・にかほ市地域福祉活動計画(案)		参与 6名
	について		事務局 6名
	(訂正箇所の報告) (校正について)		
	・ 計画書の配布先について		

にかほ市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	選出区分	氏 名	部 会		備考
委員長	地 域 代 表	小 川 勇	地域		
副委員長	地 域 代 表	横山効生	地域		
委 員	学 識 経 験 者	荘 司 範 彦	地域	部会長	
委 員	学 識 経 験 者	高 橋 誠	地域		
委 員	地 域 代 表	佐 藤 吉 樹	地域		
委 員	学 識 経 験 者	本 間 祐 典	高齢者	部会長	
委 員	学 識 経 験 者	六 平 仁	高齢者		
委 員	福祉団体等関係機関	佐々木 修 一	高齢者		
委 員	民 生 児 童 委 員	佐 藤 忠 悦	高齢者		
委 員	ボランティア団体	佐 藤 誠 子	高齢者		
委 員	福祉団体等関係機関	今 野 富士子	児童・障害者	部会長	
委 員	学 識 経 験 者	齋 藤 喜 也	児童・障害者		
委 員	ボランティア団体	齋 藤 乃里子	児童・障害者		
委 員	福祉団体等関係機関	工藤歩美	児童・障害者		
参与	にかほ市地域包括支援センター長	齋 藤 美枝子	高齢者		
参与	にかほ市福祉事務所長補佐	佐 藤 リサ子	児童・障害者		
参与	にかほ市いきいき長寿支援課係長	畠 山 真姫子	地域		
参与	にかほ市社会福祉協議会会長	細 矢 鐵 雄	総務		
参与	にかほ市社会福祉協議会副会長	田仲晴一	総務		
参与	にかほ市社会福祉協議会副会長	佐々木 吉 晴	総務		



用語解説

※1 社会福祉基礎構造改革

今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以降、大きな改正が行われてこなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉に共通な基盤的制度の見直しを行うこと。個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進されている。

※2 社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律。昭和26年に制定された社会福祉事業法が社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年6月から社会福祉法として施行されている。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人や社会福祉協議会など社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

※3 コミュニティ

一定の地理的範域に居住し、共属感情をもつ人々の集合体のこと。

※4 限界集落

過疎化などで人口の 50%が 65 歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的 共同生活の維持が困難になった集落のこと。

※5 児童虐待

子ども・未成年者に対する虐待。狭義には、親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢及び放棄)等の行為をいう。

※6 DV (ドメスティックバイオレンス)

同居関係にある配偶者や内縁関係、両親、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。近年では同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般のことを指す場合もある。

※7 協働

共通目標に基づく複数の個人や集団が、目標を実現するためにそれぞれのもつ制約を超えて、共同活動における役割分担を明確にしながら協力して働くこと。

※8 地域福祉計画

地域の福祉課題に目的志向をもち、合理的に対応するための一連の活動、その手法、あるいはその内容を明文化したもの。歴史的には社会福祉協議会による組織化活動中心の計画が先行したが、1990年代以降、市町村自治体による在宅福祉サービス整備等を目指す「地域福祉計画」も作成されており、両者を区別するため、社会福祉協議会の計画を「地域福祉活動計画」と称している。

※9 権利擁護事業

特定のサービス利用にあたって、利用者に不利益がないように、弁護あるいは擁護する事業のこと。

※10 小地域ネットワーク

小地域(町内会や集落など)において、何らかの支援が必要とされる方々が 住み慣れた地域や自宅で安心して生活できるよう、地域住民や行政、福祉関係 者等が構成員となって、役割分担や連携をとりながら見守りや安否確認などを 行う活動のこと。

※11 マンパワー

人的資源。人材。

※12 高齢化率

65 歳以上の高齢者の人口が総人口に占める割合のこと。日本では平成17年に20.04%を記録し、平成37年には30%になると予測されている。

※13 介護保険制度

人口の高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担過多、社会福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的とし、社会保険方式を取り入れて平成12年から施行された新しい社会保障制度。

※14 地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正によって創設された組織。概ね人口 2~3 万人に 1 ヶ所程度設置される。主な業務内容は①介護予防、②総合相談、③権利擁護、④ケアマネージャー(介護支援専門員)の支援となっており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置され、それぞれが連携・業務分担しながら地域での包括的なケアの実現を目指している。

※15 要介護 (状態)

介護保険法において、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものをいう」となっている。具体的には、6ヶ月間継続して常に介護が必要だと見込まれ、5段階の要介護状態区分のいずれかにあてはまる状態をいう。

※16 要支援(状態)

介護保険法において、「要介護状態になるおそれがある状態」として定義されている。具体的には、6ヶ月間継続して、介護は必要ではないが、掃除や洗濯、買い物等の日常生活上において何らかの手助けが必要だと見込まれる状態をいう。要支援1と要支援2の状態区分がある。

※17 予防給付

介護保険法で要介護状態になるおそれがある状態と認定された要支援者に対する保険給付のこと。

※18 介護給付

介護保険法で要介護状態区分に該当する要介護者に対する保険給付のこと。

※19 グループホーム (認知症対応型共同生活介護適応施設)

認知症がある高齢者が 6~8人程度で居住できる住宅に住み、家庭的な雰囲気の中で、認知症をよく理解し、訓練された職員によってケアを提供する方法。 日本では平成 9年から痴呆(認知症)対応型老人共同生活援助事業として事業化され、介護保険給付の中にも組み込まれている。

※20 障害者自立支援法

障害者及び障害児がそれぞれ有する能力や適性に応じ、自立した日常社会生活を営めるよう必要なサービスに係る給付や支援を行い、障害者(児)の福祉の増進を図ると共に、障害の有無にかかわらず国民相互が人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成18年度から施行された法律。①3障害(身体障害、知的障害、精神障害)の施策の統一化、②市町村を提供主体としたサービスの一元化及び給付手続きの明確化、③これまでの施設・在宅サービスの見直しを含んだ新しいサービス体系、④サービス利用にあたって定率の利用者負担原則の確立、の4点を特徴としている。

※21 バリアフリー

障害者や高齢者等の行動の妨げとなる物理的障壁を取り除いた建築設計という意味に始まり、今日では制度的、心理的、情報の障壁などの領域にわたって、あらゆる人が通常の生活を営めるように準備することを指す。

※22 ノーマライゼーション

1960 年代に北欧諸国での知的障害者運動を発端として提唱された福祉理念。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、あるがままの存在で受け止め、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、また、それに向けた運動や施策なども含まれる。近年は高齢者や児童福祉などの領域でも用いられ、社会福祉をめぐる基本理念の一つとして、その後の福祉思想や施策、実践などに大きな影響を与えている。

※23 地域福祉トータルケア推進事業

「トータルケア」とは、福祉ニーズを地域の課題として捉え、住民と社会福祉協議会をはじめとした地域の関係団体等が協力しながら、認めあい、支えあい、暮らしやすい地域をつくっていくことを目的とし、秋田県社会福祉協議会の主導のもと、県内の市町村社会福祉協議会で実施されている事業。トータルケアを日本語に置き換えると、「総合的な生活支援」と訳され、地域住民の様々な悩み事や生活課題、福祉ニーズに対応できる地域づくりを目指している。













